

健感発0210第6号
令和3年2月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）及び関係政省令が公布されたことに伴い、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」等について、別紙のとおり改正し、令和3年2月13日より適用することとしたので、その内容を了知の上、関係各所への周知を図られたい。